

西条市人権教育協議会会則

(設置)

第1条 人権と共生の社会を実現するため、愛媛県人権教育協議会との連携のもと同和教育を中核とした人権教育の研究と実践に努めることを目的として、西条市人権教育協議会(以下「協議会」という)を設置し、事務局は人権施策を担当する部署におく。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 調査研究及び資料の収集並びに配布
- (2) 研究会、講演会、学習会等の実施
- (3) 関係機関及び諸団体との連絡調整
- (4) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、第1条の目的に賛同する関係機関及び諸団体の代表者並びに学識経験者をもって組織する。

2 協議会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名
- (4) 専門部会長 5名
- (5) 理事 30名以内
- (6) 事務局長 1名
- (7) 会計 1名

3 前項の役員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

4 役員が欠けた場合における後任の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。

(役員の選出)

第5条 第3条第2項第1号から同項第3号までの役員は、役員会の推薦により、総会の承認を受ける。

2 第3条第2項第4号から同項第7号までの役員は、役員会の推薦により、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(顧問)

第6条 協議会に、顧問をおくことができる。

2 顧問は、役員会の承認を得て会長が委嘱し、会長の諮問に応じる。

(総会)

第7条 総会は、毎年1回会長が招集する。ただし、必要に応じて臨時に召集することができる。

2 総会は、代議員をもって構成し、次の事項を審議決定する。

- (1) 予算及び事業方針
- (2) 決算及び事業報告
- (3) 会則の変更
- (4) 役員の選出
- (5) その他必要な事項

(役員会)

第8条 役員会は、会長が招集する。

2 役員会は、第3条第2項に規定する会長・副会長・監事・専門部会長・事務局長の他、会長が指名する理事をもって構成し、総会に付議する事項、及びこの会の運営上の重要事項を審議し、総会の決議事項及び付託された事項を執行する。

(専門部会)

第9条 専門部会は、第1条の目的を達成するため、専門事項の調査研究及び事業の企画実施に当たることとし、次の部会をおく。

- (1) 就学前部会
 - (2) 学校教育部会
 - (3) 社会教育部会
 - (4) 企業部会
 - (5) 行政部会
- (プロジェクトチーム)

第 10 条 会長は、必要に応じて特定事業の推進のため、臨時的にプロジェクトチームを設置することができる。

(事務局専従職員)

第 11 条 会務を処理するため、事務局に専従職員をおくことができる。

2 専従職員は、役員会の承認を受けて、会長が委嘱する。

(表彰)

第 12 条 協議会は、人権教育の推進に特に功労のあった団体及び個人を表彰することができる。

(経費)

第 13 条 協議会の経費は、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 14 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成 16 年 11 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この会則は、平成 26 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 3 この会則は、平成 29 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 4 この会則は、平成 31 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 5 この会則は、令和 5 年 5 月 26 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(廃止)

5 次に掲げる会則は、廃止する。

- (1) 愛媛県人権教育協議会西条支部会則
- (2) 東予市人権教育協議会会則
- (3) 丹原町人権・同和教育協議会会則
- (4) 小松町人権教育協議会会則

(経過措置)

- 6 この会則の施行後最初に委嘱される役員の任期は、第 3 条の規定にかかわらず、最初の定期総会の開催時までとする。
- 7 この会則の施行後最初に委嘱される役員の選出は、第 5 条の規定にかかわらず、西条市人権教育協議会と西条市教育委員会が協議して決定する。